

第58回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2010年11月2日(火) 10:00～11:25

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 1階 123会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

青森県

三村知事

福井県立大学地域経済研究所

井上講師

内閣府

梶田審議官、中村参事官、吉野企画官、金子参事官補佐

4. 議 題

(1) 第10回原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング(青森県知事
三村 申吾氏、福井県立大学地域経済研究所講師 井上 武史氏)

(2) その他

5. 配付資料

(1) 電源立地地域対策交付金について(井上武史氏資料)

(2) 第53回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長)おはようございます。第58回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、第10回目でございますが、原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリングと題しまして、青森県知事の三村様と、福井県立大学の井上様からお話を伺うこと。2つ目はその他でございます。よろしゅうございますか。

(1) 第10回原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング（青森県知事 三村 申吾氏、福井県立大学地域経済研究所講師 井上 武史氏）

(近藤委員長) それでは、最初の議題でございますが、先ほど申し上げましたように、有識者として、本日ご多用中のところ、青森県の三村知事と福井県立大学地域経済研究所の井上講師にお越しいただいております。お二方にはお忙しいところお越しいただきまして、大変ありがとうございます、心から御礼を申し上げます。

本日の進め方でございますが、まずそれぞれから15分程度原子力政策大綱の見直しの必要性等に関してご意見をちょうだいしたく存じます。その後委員との間で質疑応答いただきます。なお、あまり15分にはこだわらなくても結構でございます。質疑応答の時間を十分にとってありますので。

それでは、三村知事からお願いします。知事、よろしくお願ひいたします。

(三村知事) おはようございます。青森県知事の三村申吾でございます。本日は原子力政策大綱の見直しに関しまして、青森県知事として発言する機会を与えていただき、感謝するところでございます。それでは、たくさん時間をいただきましたので、しっかりと今日はお話させていただきたいと思ひます。

私ども青森県における原子燃料サイクル事業につきましては、昭和59年に電気事業連合会により立地協力要請があり、県としては専門家による安全性の検討、そして六ヶ所村の意向確認、県議会各会派及び県内各界各層の意見聴取等の一連の手順を経て、国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識の下、安全確保を第一義に、地域振興への寄与を前提として受諾したものでございました。

立地協力要請から今日まで、青森県としては原子燃料サイクル事業の国策上の位置付けにつきまして、節目節目で確認いたしますとともに、施設の操業に当たりましては事業者との間で安全協定を締結するなど、安全確保を第一義に慎重に対処をしてきたところであります。

立地協力要請を受諾してから既に25年を経過した現在、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設について、ここに至るまで、事業者はもちろん、県も六ヶ所村も多くの苦難を乗り越えてきているものであります。

例えば、立地協力要請を受諾した翌年であります昭和61年には、旧ソ連のチェルノブイリ事故が発生したことから、県内の農業者を中心に、再処理工場に反対するうねりが続き、

県としても安全性チェック検討体制の構築、風評被害対策の措置など、その対応に追われたところでもございました。

その後、六ヶ所再処理施設は平成5年に着工いたしました。工事の進捗率が約84%を迎えました平成14年2月、使用済燃料受入貯蔵プール水の漏えいが発生し、原因究明及び点検の結果、291カ所にもものぼる多くの不適切な施工が確認され、日本原燃株式会社の品質保証体制までも見直しせざるを得なくなったところでもございました。

これらの多くの困難に鑑み、事業者はこうした体制の見直しも含め、地元との信頼関係が構築できるよう一つ一つ努力を重ねながらこれまで取り組んできた経緯があり、一方、私も地元自治体といたしましても、地域住民をはじめ、各界各層の意見を踏まえ、事業者に対しましても、国に対しましても、求めるべきものは求め、確認すべきは確認しながら、これまで対処してきたところでもあります。

さまざまなトラブル等が発生いたしますと、計画の中止も含め、県民の皆様方から多くの意見が寄せられてまいります。その際事業者や規制行政庁による再発防止の取組が十分であることが前提条件であることは当然ですが、根本的には施設そのものの必要性、すなわち国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるかどうかに対応の出発点であるところでもあります。

本県は、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設のみならず、東通村及び大間町の原子力発電所や、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設など、多種多様な施設が立地するという点で、原子力施設の立地する14道府県の中でも特徴的な県であると思っております。これらの施設の立地に係る判断にあたりましても、県としては、一貫して、国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識のもと、安全確保を第一義として慎重に手順を踏んできているところでもございます。

さて、原子力政策大綱については、この夏以降、見直しの必要性について各界各層から意見を聴取しているところと伺うところです。その原子力政策大綱について、策定に係る検討が行われておりました平成16年9月には、私も、長計策定会議において意見を述べさせていただいた経緯がございます。

当時の状況としては、原子力長期計画の策定会議において、核燃料サイクル政策に対して、直接処分も含めた政策検討を行うということが明らかとなり、県民の間には、なぜ原子力委員会が突然直接処分も含めて検討することとしたのかという疑念とともに、国に対する強い不信感が生じてきていたところであり、私といたしましてもそのような事態に困惑をいたし

ておりました。

そうした状況を踏まえまして、私としては、あくまでも国策として全量再処理されることを前提に、六ヶ所再処理施設に使用済燃料を受け入れていること。高レベル放射性廃棄物の最終処分について、青森県を最終処分地にしない、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、政府一体としての一層の取り組みの強化を図るという国との約束の履行を、冷静かつ厳しく見極めているところであることを申し上げた上で、情報公開と合意形成が重要であること。信頼関係が立地の前提であること。原子力を含むエネルギー政策は、明確な国家戦略のもと、国策として国が責任を持って進めるべき政策であること。エネルギーセキュリティの問題は、もっと危機感を持って対処すべきであり、コスト論だけではなく、責任ある現実的な対応をお願いしたい、そういったこと等を要請したことを改めて思い出しております。

その後、新長計は位置付けも新たに、原子力政策大綱となりまして平成17年10月に原子力委員会で決定され、直接処分を含めた検討についても、10項目の視点から評価した結果、我が日本国においては、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本的方針とすることとされました。さらには、翌、平成18年、総合資源エネルギー調査会原子力部会でとりまとめられました原子力立国計画においては、原子力政策立案に当たって基本方針として、第一に、中長期的にブレない確固たる国家戦略と政策枠組みの確立が掲げられました。このことは、私が、長計策定会議の場において、我が日本国の将来を長期的に見据え、国として責任を持った揺るぎない政策を示すべきであると訴えたことに応えていただいたものと受け止めたところであります。

本県においては、原子力政策大綱の策定以降、六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験が開始されたことに加え、MOX燃料工場や使用済燃料中間貯蔵施設といった、核燃料サイクルを担う新たな施設が着工し、東通原子力発電所東北1号機の操業開始や大間原子力発電所の着工等の進捗がございました。また、当初の予定からすれば時間がかかったという印象もございますが、プルサーマルにつきましても国内各地に原子力発電所において開始されたところであります。

これらから見れば、核燃料サイクルを構成するさまざまな事業について、必ずしも当初のスケジュールどおりとはいかない面もあったかもしれませんが、着実な歩みを進めているものと考えるところです。これらは、原子力政策大綱、そして原子力立国計画において、まず国が方向性を示して第一歩を踏み出すこととした効果が現れているのではないかと考えます。

このような着実な歩みの一方で、ここ5年間ほどの間にも、県内における新たな施設立地

やトラブル対応のみならず、プルサーマル計画の変更などといった全国レベルの事柄まで、原子力政策、核燃料サイクル政策をめぐっては青森県民にとって関心事となる、あるいは不安を抱かせるような節目が多々ございました。

私はその都度、核燃料サイクル協議会の開催を要請し、あるいは関係閣僚に文書や口頭で確認を行うなど、その節目節目の重要性に応じて対応してきましたが、そこでは必ずと言って良いほど、核燃料サイクル政策の堅持について、確認させていただいております。

私が青森県知事として、再三再四、核燃料サイクル政策の堅持について確認いたしますのは、原子燃料サイクル施設が多くの苦難を乗り越えて進められてきた中であって、県民の安全と安心に責任を持つ知事職にあるものとして当然の責務であると考えているからであります。

この中で私はこれまで国から一貫してサイクル政策を堅持することが日本国の基本方針であるとの説明を受け、そしてそれを県民の皆様方に対して説明をしてきました。申すまでもなく、原子力施設の立地は、いずれも長い年月を経て、地元の理解を得ながら、信頼関係を一つ一つ積み重ね、その上に立って進められてきたものであります。

したがって、原子力に係わる政策の決定及び推進に当たっては、中長期的な視点に立った政策的安定性が確保されることが極めて重要であり、当事者たる国はそのような覚悟と責任を持って対応すべきであることを特に申し述べたいと私は思います。

さて、先ほど私は、原子力立国計画において、まずは国が大きな方向性を示して最初の第一歩を踏み出す、とされていることに触れました。

その一方で、現在の局面を鑑みるに、国が方向性を示す最初の第一歩を踏み出すだけでは、解決が困難な課題もまた存在するのだと感じております。例えば、特定放射性廃棄物の最終処分地の問題につきまして、私は幾度となく国が前面に立って取り組むよう要請・確認をしております。最終処分地の問題に限らず、原子力政策には、個々の政策としては各々の事業主体が存在するとは言っても、その意義から言って、直接に国が当事者として取り組まざるを得ないような、重要なポイントが多々あるのではないかと考えております。

特に、我が国の場合、開発時点においては国主導により推進してまいりましても、いざ、実用段階、商業規模で取り組むというステージに至りますと、事業主体が民間事業者となるがゆえに、国が主体的、積極的に取り組む姿勢が薄れてくるような印象を受けるところであります。

昨年、私は核燃料サイクル協議会のおきまして、六ヶ所再処理工場のガラス固化試験

が順調に進んでいない状況を踏まえ、我が日本国の国内外の知見を総動員して事に当たってほしいと申し上げました。近藤先生もその場にお出でいただいたと思っておりますが、日本原燃株式会社では、日本原子力研究開発機構の技術協力や、海外において原理を同じくするガラス熔融炉を有しますドイツのカールスルーエ研究所の知見などを得て、問題解決に取り組んできているようであり、ここにきて、電気事業者各社が、六ヶ所再処理工場の竣工に向けて、日本原燃株式会社を支援していく姿勢が見られると感じております。また、東海村におけますモックアップ試験により、六ヶ所再処理工場でのガラス固化のトラブルの原因とその対応策が明らかになったことは、試験研究を継続していくことの重要性を改めて認識したところです。

しかしながら、六ヶ所再処理工場が、我が国として核燃料サイクルの要となる施設であることを踏まえれば、ガラス固化試験に関連するスケジュールの遅れが顕在化した時点において、国として主体的に問題点を把握し、日本原燃株式会社や日本原子力研究開発機構と有機的に連携しつつ、対応方策を立て、事業者を牽引する姿勢を明確に示してもよかつたのではないのでしょうか。

私は、このアクティブ試験のスケジュールが大幅に延長してきている中であって、地元としての優先順位は安全確保であることに鑑み、スケジュールが作業員へのプレッシャーとなってトラブルを誘発することがないように、常にスケジュールありきではなくと述べているところですが、民間企業であります日本原燃株式会社、各電気事業者はもちろん、国策として核燃料サイクル政策を推進している以上、国においてもスケジュールどおりに竣工を迎えることができるかどうかは重要な問題であるはずであります。

六ヶ所再処理工場の竣工はもちろん、最終処分地の立地など、原子力政策上、重要なプロジェクトは多々あるものと推察いたします。事業者まかせにするのではなくて、政策を実現していく責任ある当事者として、国の主体的な関与が重要ではないかと考える次第であります。また、そうでなかったならば、国がどんなに大綱や計画を策定しても、だれもリアリティを感じるができなくなってしまうものと危惧するところであります。

最後になりますが、政策への信頼感が立地地域の安心につながることについてお話をいたしまして結びに代えたいと思います。

言うまでもなく、原子力施設の立地には時間がかかります。長いリードタイムを経て、地元として事業の意義を理解し、立地を了解した後、さらに許認可や建設工事などもそれぞれに数年を要するのが一般的でありましょう。ましてや、六ヶ所村にあります高レベル放射性

廃棄物貯蔵管理センターや、むつ市に建設される中間貯蔵施設などは、貯蔵期間として最長50年間という約束が交わされているものであります。

この約束が本当に50年後に果たされるのかどうかとの地元の思いに、国はどう応えるべきでしょうか。それが、政策への信頼感が求められているということでもあります。安心は、技術的な担保だけでは得られません。安心は信頼から生まれるものであると私は考えます。

原子力のような長期にわたるプロジェクトでは、国家百年の計を見据えた揺るぎない部分と、状況変化、技術変化を踏まえ柔軟に対応していく部分を混同してしまつては、国として将来に禍根を残すことになりかねませんし、長い年月を経て培われた信頼関係を損ねてしまいかねません。

また、長期プロジェクトであればこそ、その立地は、地域との互惠関係に裏付けられていなければならないと思います。

すなわち、原子力施設と立地地域は共生していくものでなくてはなりません。立地地域が施設とともに将来にわたって持続的に発展していくための方策もまた、揺らいではいけない原子力政策の大切な側面であり、信頼の礎であることも申し添えたいと思います。

いずれ、原子力政策大綱の見直しについては、遠からず意見が集約され、実際に見直しを行うべきか否か結論が出ることと思います。

もちろん、見直しをするにせよ、現行のままとするにせよ、原子力政策大綱は我が日本国の原子力政策の基本方針とされるものであります。

私は、いわゆる低炭素社会を実現する上で、原子力と再生可能エネルギーのベストミックス、このことに期待する一人であります。また、原子力の平和利用や、我が国のエネルギーセキュリティを高める上で、原子力と密接なサイクル事業が我が国のエネルギー政策の基本であるべきとも考えるところでもあります。そして、我が国のエネルギー政策の先端を担う県の知事として、日々大きな責任と重圧を感じているところでもあります。

委員の皆様方におかれましては、原子燃料サイクル施設等が立地している本県、青森県の実情等を十分踏まえた上で、信頼のおける原子力政策の実現が図られますよう、責任ある立場として、賢明かつ現実的な対応をお願い申し上げます、私の意見といたします。

多少長くなりましたこと、おわび申し上げますが、以上です。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、福井県立大学の井上様、どうぞよろしく。

(井上講師) 皆さん、おはようございます。福井県立大学地域経済研究所の井上と申します。

本日はこのような場に発言の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

先日、福井で開催されましたご意見を聴く会で、約20名の方が意見を述べさせていただきましたんですが、私のようなことを言う人は他に誰もいなくて、少々場違いなことを言ってしまったのかなと思ったんですけれども、今日こうやってまた再び機会をいただいたということは、皆様の関心も高くて、当初はちょっとまずいことを言ったのかなと思ったんですけれども、後で良かったなと思いました。今日はよろしく願いいたします。

資料ですが、こちらにありますとおり、電源立地地域対策交付金というものを用意させていただきましたので、こちらをもとに進めさせていただきます。

最近、事業仕分け等で二度ほど仕分けに遭いまして、色々と良いこと悪いこと、意見も色々出てきているんですけれども、私は敦賀で色々と交付金の実態でありますとか、地方財政の研究対象としてこの交付金を見ておりますので、その観点から交付金について申し上げていきたいと思えます。

まず、2ページ目でございますが、立地地域から見た電源三法交付金、これまでどのように推移してきたかということを経括させていただきますと。1974年にこの制度が創設されてから36年経過をいたしました。その間、不断の制度の見直しというものが行われてきておりまして、大体主な方向性としては3つあったのかなというふうに思います。

1つ目は、交付金額の充実ということで、原子力を中心にさまざまな加算措置でありますとか、係数の引き上げ等が行われてきておりまして、これまで多額の交付金というものが立地地域に交付されているということでございます。

2つ目は、使途の拡大ということで、これは当初長い期間ハード事業を中心に交付金が限定されておりまして、非常に過大な施設が建っているのではないかというような批判もございましたけれども、最近はソフト事業へ交付使途が拡大されまして、特に立地地域としては人件費、施設を運営する職員の人件費に使途を拡大しているということが非常に大きな改正であったのかなというふうに考えております。事業仕分けにおきましても、その結果を受けてさらに交付の使途が拡大されたというところでございます。

それから、3つ目が交付期間の拡大ということで、当初は電源立地促進対策交付金というものが中心でございまして、立地前の交付だったんですけれども、最近は特に市町村におきましては長期発展対策交付金でありますとか、都道府県においては特別交付金等の、運転以後、廃止に至るまで長期間の交付になっております。それから、ここ最近では高経年化でありますとか、プルサーマル等、特別な政策に協力した場合の別途の交付金というものも用意

されておりまして。主にこの交付金額の充実、使途の拡大、それから交付期間の拡大ということで、立地地域にとりましては徐々にではありますけれども、おおむね好ましい方向に進んできたのかなというふうに評価させていただいております。

それから、今後のことを考えていく上で、現在見ていかなければいけない動向でございますけれども、まず第1点で、事業仕分けが行われております。この資料を作成した時点ではまだ仕分けされておりましたので、行われるというふうになっておりますが、事業仕分けが行われました。また、今後も行われる可能性があるかもしれないということでございます。

それから、これは交付金とはまた別でございますが、これも国庫支出金の1つでございますので、地域主権改革というもののなかでひも付き補助金の一括交付金化というものが地域主権戦略大綱の中に挙げられております。これは平成23年度から投資の部分に関しては措置が始まるのではないかというふうに言われておりますので、その一貫として電源立地地域対策交付金もいくばくかの関連があるのかなというふうに考えておるところでございます。

当面は事業仕分けに注目されておりまして、実は先日行われました特会の事業仕分けでも、10月30日の福井新聞では1面トップにその結果が報道されているということで、非常に県民の注目も高いということでございます。しかし、私が考えておりますのは、一括交付金化、これが今後さらに重要性を増してくるのではないかとということで、今日はその部分について少し突っ込んでお話しさせていただきたいと思っております。

4ページにお進みいただきまして、一括交付金化とは何かということを改めて申し上げるつもりはございませんけれども、まず1つ大きな特徴といたしまして、省庁の枠を超えることということでございます。これは、ひも付き補助金というのはその省庁によって配分が決まっておりますので、この一括交付金化ということによりまして、どこの省庁から出てきた補助金かということに関わらず、政策分野の中でブロックという形で設定されるというものでございます。この点で、電源立地地域対策交付金というのは経済産業省と文部科学省の所管ということになりますけれども、この交付金は補助裏の充当ということが基本的に不可能ではないということなんですけれども、現在のところ、関係省庁の承認が必要ということでございます。これに関しては色々な国庫支出金の補助要綱などを見ていると、なかなかこの関係省庁の承認が得られるような補助要綱になっていないのではないかとという意味では、実質的にはまだ省庁の枠を超えていないのではないかとというふうに考えております。

もちろん、現在の一括交付金の状況を見ても、非常に各省庁ほぼゼロ回答に近い状

況ということで、これが円滑に進むということはなかなか考えられないんですけども、これがもし現実的な進捗というものが見られるようになってくると、この電源立地地域対策交付金というのやはり省庁の枠を超えるというふうな形での使途の柔軟性というものが必要になってくるのではないかとこのように思っております。

先ほど申し上げましたように、23年度から投資的経費の一括交付金化がもし進むということであれば、この地域対策交付金につきましても省庁の枠を超えることは喫緊の課題ではないかなと考えております。

もう一つ、一括交付金化の特徴、これは先ほど申し上げましたけれども、4ページの右にあるような、これは試案の段階で出されたものでございますが、非常に今あるような何千というメニューではなくて、1桁か2桁になるようなブロックというものが想定されているということでございます。

そうなりますと、電源立地地域対策交付金というのはこのようなブロックという考え方はございまして、むしろこの一括交付金よりもブロックは広いというふうに考えられるんですけども、ただ、先ほど言いましたように、省庁の枠を超えることができませんので、両者が併存することになります。そして、もしブロック化されるということになりますと、このブロックのある一括交付金とブロックのない地方対策交付金をどういうふうによく使い分け、そして連携させていくのかということが課題として浮上してくるだろうと思っております。

そういう状況になりますと、現状でもなかなか複雑だと思っておりますけれども、ブロック化と、さらに広いブロックの立地対策交付金というものが並存するという事は、やはりその立地地域にとりましては非常に手続き上の問題というものが生じてくるのではないかなと思っております。

したがって、柔軟さと制度の簡潔性というものを備えた制度設計というものがこの電源立地地域対策交付金にさらに必要になってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

今申し上げましたのは短期的な課題ということでございますが、5ページ目はよりちょっと長い視点で中長期的な課題として申し上げたいところでございますが、これも一括交付金との関連でございまして。一括交付金は先ほど申し上げましたように、2つ短期的な取組があるわけですが、長期的にも手続きの簡素化でありますとか、交付金の一般財源化ということが課題になってくると考えられます。手続きの簡素化につきましては、事前チェックから事後チ

ェックへと。これはどういうことを意味しているのかというのは一括交付金化の議論ではまだ明らかにはなっていませんけれども、やはり電源立地地域対策交付金の申請でありますとか、事後チェック等を受けている今までの手続きというのはやはり通常の国庫支出金と同じようなシステムになっておりますので、この手続きの簡素化が一括交付金化の中で進んでくれば、当然この電源立地地域対策交付金も同じような仕組みを導入する必要があるのかなと思っております。

それから、交付金の一般財源化でございますが、これは国で考えているものではなくて、地域主権戦略会議に対して地方六団体が、特に全国知事会が国に対して意見を出した、それをもとにしているんですけれども、この一括交付金というものがこのブロックに分かれているのが特徴です。このブロックの数が少なければ少ないほどより一般財源に近づくというものでございまして、地方自治体にとりましてはやはりこの一括交付金というのも、最終的な制度の形ではなくて、税源移譲などの形で一般財源として地方固有の財源にすべきものではないかと認識しているということを意見の中で述べられておりました。

したがいまして、この電源立地地域対策交付金につきましても、以前からこの一般財源化ということに関しては続けて要望をしていたと思いますけれども、最終的にはやはり一般財源という形、これは事業仕分けで言われていたような一般財源とは違いまして、交付金を受ける自治体が自由に使えるという意味での一般財源という意味でございまして。現在も、先ほど言いましたように、使途の拡大ということを受けまして、実質的には施設職員の人件費等、経常的、事務的な経費に使われている部分が非常に多くなっております。そういう意味ではこの交付金の役割というものも少しずつ変わってきているのではないかと。一般財源がふさわしいというふうな性質を徐々に備えているのではないかと思いますので、いずれは税源移譲ないしは地方交付税の第二の交付税と言っても良いのかもしれませんが、そのような制度にだんだんと近づけていくべきものではないかなと考えているところでございます。

この一括交付金化の議論の中で、実は電源立地地域対策交付金というのはもう既に対象外として処理をされておりますので、実はこのような課題というのは国では認識されていないと思いますけれども、やはり一括交付金化の方向性というのはこの電源立地地域対策交付金にも当然生かされるべきものではないかと思っておりますので、このような課題を申し上げたところでございます。

最後のページでございます。その意味でこの原子力政策、特にこの原子力委員会の皆様をお願いということでございますけれども、これまで財政効果の中心でございます固定資産税、

あるいは交付金等は地方分権や地域主権の大きな流れの外で改革が進められておりました。先ほどの一括交付金化もそうでございますし、固定資産税につきましても地方分権改革の中では特に議論されていないということでございます。したがって、立地地域の財政状況をよくするという点に関しては、大きな流れの中ではなくて、個別に国と立地自治体との間で行われてきたということでございます。そういう意味ではなかなか思うような改革というものが進んでこなかった部分も一部あるのではないかと考えております。

このような地方分権でありますとか地域主権というのは、地方分権推進委員会でありますとか地域主権戦略会議という形で、国の政策的な主導の中で進められてきたということでございますので、やはりこの電源立地地域対策交付金につきましても、そのような国のバックアップといいますか受け皿といいますか窓口といいますか、そのような推進していただけるバックアップが必要なのではないかと考えております。

それをどこに求めるかということでございますが、やはりこの原子力政策というものを総括して進めていただいておりますこの原子力委員会の皆様にも、側面的にこの電源立地地域対策交付金の改正につきましてもバックアップをいただくということがやはり大切なことではないかと思ひまして、今日このようなものを用意させていただいたところでございます。

ここ最近では事業仕分けということでいろいろな議論がなされておりますけれども、もう少し長期的に見ると、この一括交付金というものが非常に大切になってくる。そして、原子力政策大綱につきましても、やはりこの地域主権の流れに沿った立地地域の状況というものを踏まえた形にさせていただければと思ひしております。

どうもありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、いただきましたご意見を中心に質疑の時間をもちたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

どなたからいきましょうか。秋庭委員からどうぞ。

(秋庭委員) どうもありがとうございました。

それでは、三村知事にお伺ひしたいことが2点あります。昭和59年以来様々なことがあって、その困難を乗り越えて、サイクル政策にご協力いただき、そして共に進めてきていただきまして、本当に心から感謝いたします。

お話の中で、前回の大綱を決めるときに、直接処分についてのコスト計算があり、そのときはとてもがっかりしたというか、青森県民としてもなぜ今さらということがあったという

ふうにお伺いしました。私はあのときに、青森県民だけではなく、国民全体が納得するためには1つのやり方としてやはり重要なことではなかったかなと思っています。

今回も、青森市でご意見を聴く会をさせていただきましたが、そのときの県民の皆様からのご意見の中には、このサイクル政策についてもう一度考えるべきというご意見もたくさんありました。そこで、これは私個人の考え方なんですけど、やはり、前回のようなコスト計算までには至らないにしても、この5年間でサイクル政策がどうだったのか、そして県民の皆様がどう思っているのか、そこをもう一回考える必要があるのではないかなと思っています。知事が節目節目に重要なことをとおっしゃっていただいたように、やはりサイクルについても現在の流れを考えつつ、みんなで納得するためにも、もう一度大綱の見直しの際にもやはり考えるべきかなと思っています。その辺のところは知事はどのようにお考えになっていらっしゃるのかというのが1つです。

もう1つ、私は委員になる前にNPO活動をしておりまして、特に青森県の女性たちと、首都圏や消費地の女性との意見交換もいつもやってまいりました。そして、その中で県民の女性たちから、私たちは一所懸命やっていることをもっと分かって欲しいということを常々言われてまいりました。しかし、12月に新幹線が開通して距離的にすごく近くはなると思いますが、それでも距離があるので、なかなか東京には県民の思いが伝わってこないもどかしさがあります。そのような青森県民の思いを知事がいつも吸い上げて、県民の安全・安心のために一所懸命になさっていると思うんですが、県民の方々の意見を、いわゆる広聴広報と言っておりますが、どのように吸い上げて、そしてそれを生かそうとなさっているのでしょうか。今、私どもが政策大綱を考えるに当たっても、これは大きなキーワードとなっておりますので、ぜひこの点についてお聞かせいただければありがたいと思います。

よろしくをお願いします。

(三村知事) まず第1点目でありますけど、ワンスルーという考え方等を含めてということなのかなということがございますね。前回もお話しさせていただきましたが、私どもがサイクル事業をお受けするに当たって非常に重要としたことは、これは繰り返しになりますけれども、政策として、この国の長期的なエネルギー政策として堅持されること、また青森県を最終処分地にしないということ等が非常に重要でございました。

ワンスルー議論のことについて、また5年前、6年前に戻って申し上げるのも何でございますが、委員どのようにお考えか知りませんが、現実的に、日本各地のそれぞれの発電所なりそういった場所にまた新たにプール等を増設し、しっかりと置いておかれるということ

をお考えの中にあるのであれば、そういう意味では進むことも、それは可能としてお考えであればそれはそれで1つの思いとして大切なことかもしれません。しかし、私どもといたしましては、そのような事態、そういうことをお考えになるのであれば、現在お預かりしておりますものは当然直ちにお持ち帰りいただくというのが、これは約束でございますし、この約束を果たせないのであれば、国家としてのエネルギー戦略など成り立たないと私は考えます。

だとすれば、日本の国家としてというか、政治というものを考えた場合に、水資源や食料というもの、そしてまたエネルギーというもの、安全保障というものは国家が国民に対してしっかりとこれを安定的、将来的展望を伴って保障するものであると私は思います。思いますというよりも、そうあるべきでなければ、日本は日本の国家として国民に安全や安心を与えることはできないものだと思います。特にこのエネルギーということにつきましては、それぞれのお考え方があると思いますが、今いわゆる低炭素社会ということを目指していく中において、我々化石燃料をたくさん使ってまいりました。その中において、南のツバルの島では、どんどん水位が上がっていますよね。その何センチかは我々にとっては大きな責任があるかもしれないと、そこまでも観点を思い致すべきであると思っています。

そういった中において、先ほど持論として申し上げたわけでございますが、原子力と再生可能エネルギーのベストミックスという方向性、あるいは我々日本という国が化石燃料を使わないで進むべき新たな発展モデルというものをこれから伸びてくる国々に示すということが私は非常に重要なことだと思っています。

例えば、私ども青森県では、世界で初めての蓄電池風力、風力というものは単なるそのまま使えば雷と同じで非常にリスクの高いものですがけれども、蓄電池に蓄えることによっていわゆる分散型電源として、国名を挙げると、例えばソマリアとかバングラディッシュとかそういうところの小さな集落に1つずつこの蓄電池風力を置ければ、冷蔵庫を使える、また命がどれだけ助かるか。あるいはコンピュータシステムとつなぐことで子どもたちも勉強できるとか。

要するにエネルギーというものを考えたときに、世界的観点に立った場合に、我々として今なすべきことと将来に向かってやるべきことというものを我々青森県としては国策とともに協力してきたという思いがあるわけでございます。

繰り返しになりますけれども、現実論として、今まさにサイクル事業をこの国の核燃料サイクルというものを日本国の方向性として選び、ここまで進めてきたと、このことは非常に

重要だと思います。そのことを貫いていくということが、まさに私ども地元において、あるいは青森だけではなくて様々な原子力に係わる道府県等にとりまして、政権はどうしようとも、国家が国民に約束した長期的なエネルギー戦略はやはり揺るぎないものであって欲しいし、あらねばならぬということが私自身の強い思いでございます。

また、広聴広報という話がありました。我々県としては広聴広報ということに至る前に、例えばこういった原子力関連のこととか、物事を進めてまいります場合において非常に皆様方はそれだけの手間をかけるのかとお思いになるかもしれませんが、例えば県民の代表であります県議会のご意見を伺うであるとか、あるいは私どもにも原子力政策懇話会という色々な方々が、それぞれの各界代表の方々が集まっている会がございます。その場面での議論を行う。あるいは、市町村長さん方の議論を伺う、あるいは、いわゆる純粋にご意見を伺う会ということで、原子力に対しまして色々な考え方を持つ方々がいらっしゃいますが、そういった方々のご意見等もしっかりと承りながら、私は県知事として総合判断をして進めるような仕組みにしております。それは、やはり民主主義というものにおいては多種多様な本当に多くの意見というものをしっかりと聞くことが大事だと。それを広報広聴とつながるかというふうにお考えかもしれませんが、広報広聴の一部として非常に重要なこと。手順をきちっとかけて、様々な意見を交換しながら判断して進めていくということを進めております。これも1つの実は重要な、知っていただくために大事なことと思います。

そのほかに、私どもといたしましては、今日はメディアの方々お出ででございますけれども、メディアの方々に様々ないわゆる従来言うところの広報広聴といったこと等含め、あるいは事業者の方々にしてみればそれぞれまた色々な広報広聴していますが、そして何よりも、やはり事業者の中にはPAやっている方々いらっしゃいますけれども、本当にきちんと場面においては1軒1軒歩きながら、こういう事業がこういうふうに始まっていきます、この重要性はこういうことでございます、そういったこと等、それぞれがそれぞれの立場で進めているということが私どもとして広報広聴、地元ではですね、重要ということでもあります。

しかしながら、首都圏を含め大都市圏域の皆様方には私どもの水、食料やエネルギーや、安全保障も含めてですけれども、どうやって作られているのか、どういうふうにそれぞれの地域において我慢しているとは言いません、ともに共生していこうということで進んでいるわけですが、そういったこのエネルギーがどのようにして安定的に供給されているのか、あるいはこのエネルギーが例えば4割減るような状況になった場合にどういう事態が発生していくのか。そういったこと等も含め、本当は様々な想像力を持ってこの問題についてはそれ

それがしっかりと考えていただきたいと、私は思うところでございます。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) それでは、大庭委員。

(大庭委員) 今日は貴重なお話ありがとうございます。それぞれお二方に質問があります。

まず、三村知事に対して2つ。1つは、知事のご意見というのは理解したのですが、原子力政策大綱の見直しそのものについてはいかがお考えでしょうか。

というのは、この間青森でご意見を聴く会を行った際に、このまま核燃料サイクルをこのまま粛々と進めて欲しいというようなご意見をおっしゃる一般の方々は、大綱の見直しは必要が無いというふうにおっしゃる傾向があったのですね。知事のその辺のご意見はいかがなのかということがまず1つです。

それからもう1つは秋庭先生のご質問と少しかぶるのですが、一般論として、ある時期に、ある政策を長期的なスパンで立案しました、しかしながら、何十年かたつうちに色々な状況が変わり、現実に進めていくうちに色々な壁があって障害が出てきて、だけれどもうまくいっているところもあってという、色々な状況の変化の中で、その政策を見直す、ということもあり得ると思います。すなわち政策というのは長期的であればあるほど見直し、レビュー、それからそれに基づく修正ということ、現実に対応するためにやっていくべきであると思うんですね。そうしますと、いわばエネルギー安全保障の確保ということで、昭和59年にいわば申し入れがあって、核燃料サイクルの推進ということを前提としていわば立地協力要請があって、それを受諾したという、さきほど知事がお話になった経緯は非常に良く分かるんですが、ただ、その後の色々な状況の中で色々な変化があったときにどうするか、は別の問題だと思うのです。例えば先ほどの平成16年のときに、直接処分も含めた政策検討を国が行うという決定は、安全保障を放棄するとか、国民との約束を守らないということではないのでしょうか。すなわち、現実の状況の中で、従来の政策の再検討も一部行いましょうというようなことを国が決めるというのは、合理的かつ当然だと思うのです。そうすると、かなり前に決まったことをとにかく堅持するということが国民との約束を果たす、というようなことにならない場合もあり得ると思うのですが、その点について、三村知事がどのようにお考えかということをお聞かせ願いたいというのが2点目です。

それから、井上先生に対しては、確認と、その上での質問があります。私はこの分野については詳しくないので、もしかしたら変なことを言っているのかもしれませんが、今日の井上先生の趣旨というのは、今までのいわば電源立地地域対策交付金というものについ

て、だんだん短期、中長期的な課題の中で、最終的には地方交付税のような制度になっていく、あるいはなっていかなざるを得ないと。それは、今まで地方分権であるとか地域主権というような大きな流れの外でそれぞれ対策が進められてきたと。つまりここで先生がおっしゃっている電源立地地域対策交付金の改革というのは、地域主権とか地方分権ということ強化するような形で改革すれば良い、とお考えなのかどうかというのがまず1点です。

それから、それがもしそうだとするならば、こういった電源立地地域対策交付金のようなものをその地域主権を強める形で改革すると、何か具体的にメリットがあるのかどうか、について教えていただきたいと思います。

以上です。

(三村知事) まず私から。大綱の見直しのことについてお話ございましたが、私としては、今日は政策的安定性、国が当事者として取り組むことの重要性、また政策への信頼感、政策への信頼感が欠けますと安心が崩れる。要するに政策への信頼感が安心へつながることについて申し述べさせていただきました。委員の皆様方におきましては、原子燃料サイクル施設等が立地している本県の実情ということ十分に踏まえた上で、信頼のおける原子力政策の実現が図れるよう、責任ある立場として賢明かつ現実的な対応をしていただきたいと私としては考えるところでございます。

そして、もう1点目でございますが、先ほども申し述べましたが、いわゆる原子力のような長期にわたるプロジェクトでは、委員おっしゃるとおり、国家百年の計を見据えた揺るぎない部分、確実にこの日本の国はこの方向で国民に対してエネルギーを確保していくよというその部分と、状況変化とか技術変化を踏まえての柔軟に対応していくべき部分、これを混同しないことが非常に大事だと思います。これを何かじっくりと前へ向かっていこうというときに、何らかのコスト的な部分とか、我々にとってのお金というものは、税をどうしていくかということは、まずもちろん大切ですね。ただ、それよりも、我々が生きる、国家として、この国が生き残る場面において、水、食料やエネルギーというものはどう確保するかということをおいば対案もなしに述べることは非常に危険なことだと私は思っています。

したがって、繰り返しになりますが、国家百年の計を見据えた揺るぎない部分と、先ほど私どもも内外の知見を入れて技術変更をきちんとした方が良いのではないかと、そういうことを自分自身からも提案しましたけれども、柔軟に対応していく部分とを混同しないこと、このことが委員の皆様方に私としてはぜひお願いしたいことであるということでございます。

とりあえず以上です。

(近藤委員長) よろしいですか。

(大庭委員) 一言だけ。揺るぎない部分と、柔軟に対応すべき部分というその仕分け、仕分けという言葉はあまり好きではないんですけども、仕分けはなかなか難しいものがあると感じました。ただ、揺るぎない部分と、柔軟に対応する部分というのを十分に地元やあるいは国民の皆様にご理解いただきながらレビューしていくということが大事であるということは理解しました。

(三村知事) では、もう1つ。これは申し上げるのは何でございますが、少なくともこのエネルギーという分野のことにつきましては、私ども青森県、実は将来に向けての核融合ということフランスと協力していますけれども、ITERのブローダーアプローチということ。要するに核融合というエネルギーの仕組み。そしてまた再生可能エネルギーでいえば、私ども風力では日本のトップでありますし、地熱の利用であるとか、世界初のマイクログリッドのシステムを八戸市で実証したこともあります。いわゆるエネルギーがどうあるべきか、あるいはエネルギーというものをどう我々としてつくっていくべきか、その実証も含め、様々なことを現場で、自分自身が携わりましたが、経てまいりました。

その場面において、非常に、申し上げるのも何でございますが、私はこの低炭素社会ということ、あるいは化石燃料に頼らない社会、これは絶対に実現すべきだと思います。我々や、先進してきた国々が、石炭、油バンバン燃やして、木を切って燃やして、それがどれだけ我々の海水面を上げてきたのか、あるいは具体的にそれは科学的に証明しろと言われるとあれですけども、海流の変化等も含めて、様々な気象変動というものの一因の大きな部分となっているかということ考えた場合に、私は現状において、この原子力が果たす役割、この期待が非常に大きいものと思います。その中で原子力の平和利用であるとか、我が国のエネルギーセキュリティ、エネルギーの安全保障というか、安定が平和につながりますし、平和であってこそ繁栄するわけでございます。今の時代では、その繁栄はほどほどでももちろん良いわけですけども、しかしながら、エネルギーを確実に確保していくという中において、原子力、この重要性というもの、それを平和に利用するというためにどうあるべきかということ、このことを委員の先生方におかれましては決して忘れてほしくないと思います。

繰り返しになりますが、原子力と再生可能エネルギーのベストミックスという方向に向かうべきだと、持論としては思っております。そのことは申し述べておきますが、この場面において、現状選択できるものは、この原子力だということ、これは非常に重要だということ、を、繰り返し私としては現実として思っています。なぜならば、再生可能エネルギーをこの

日本の国で最もたくさん色々な仕組みを進めた自分として今感じているということは申し述べたいと思います。

(近藤委員長) 大庭委員の質問は、一般論と断りつつ、政策の論議のプロセスにおいて政策代替案をどう議論したら良いかという質問をされたと思うんです。知事がおっしゃるように、政策が政策として意味を持つためには、国民、なにかんづく関係者の共有するところではなければ実施しようがありません。ですから、我々が何かの変更を決めるとしたら、あるいは例え今までどおりとすると決めるにしても、当然のことながら、それにまつわる様々なことを設計することが必要であり、その過程において関係者の皆さんに議論に参加していただいて、それをセットとして合意形成していくことが大事になると思います。

そういうことでよろしいですか。

(大庭委員) 継続するということを決定するにしても、それは選択の1つであるのでは、ということが言いたかったところです。

(近藤委員長) 学者的に言うとそうなる。

(三村知事) 私は現場、現実的に申したので。

(近藤委員長) それでは、井上さん。

(井上講師) 地方分権とか地域主権との関係でということですが、地方分権が本格的に始まったのが95年以降ということで、その当時はバブルがもう崩壊しておりまして、地方財政も非常に厳しい状況にありました。その中で、分権の中で地方財政をどう再設計していくかということの中心は、どういうふうに財源、とにかく国庫支出金だろうと税だろうと何でも良いからとにかくお金がないとやっていけないという議論だったんですね。私の感覚では、立地自治体は非常に交付金もありましたし税もありましたので健全というその意味ではすごく思われておりましたので、どちらかという、そういうところはもう良いのではないかという発想があったのかなと思います。

ただ、ここ最近、今でもまだ景気は非常に悪くて、国の財政は当時より悪化しておりますけれども、特に最近言われているのは、もちろん税財源の確保以外に、いかに持続的に安定した地方財政を運営していくかということになってきていると思うんですね。その意味では立地自治体というのは、税源は非常にあるんですが、長期に続かない。これは皆さんご存じだろうと思うんですけれども、市町村では償却資産の問題があつて、かなり最近は出力の向上などによりまして、一時の税金も大きいんですが、減少の幅も非常に大きくなってしまつて、一気に財政規模が縮小してしまうという問題が出てきております。

それをある意味カバーする形でこの電源立地地域対策交付金というものも拡充されてきているんですけども、それでも税の方がかなり大きくなっておりますので、なかなか自立的に財政を、自制心を持って運営していくということもなかなか難しいような状況にあるわけでございます。

その中で、今地域主権改革というものが進められておりまして、この地域主権改革の中でもやはり電源立地というものがどちらかというと特殊な見方をされておりますので、対象から外れているという状況でございます。この一括交付金というものの制度を見ていると、この立地対策交付金が非常にある意味先取りをしている部分がある、先ほど言いましたように、ブロックを大きくりにするというところでございますが、立地対策交付金はこのブロックがありませんので、電源立地地域対策交付金というのはそういう意味ではお手本になっているのではないかと思うんですね。

ですから、この地域主権の推進の中でこの立地対策交付金の存在というものをもっと国の中で認識してもらおうということは、この地域主権というものを進める上で非常に大きな力になるのではないかなと考えておるところでございます。

それから、税につきましても、やはり持続可能性というふうなことで言えば、立地地域にも大きな問題がありますので、やはりそれは、全国の中で見ると一部の地域の問題かもしれませんが、立地地域にとりましてはほとんど財政問題というのはそれだけなんです。それがほぼ100%の問題にもなってきますので、そこを除かれてしまうと立地地域の生死に関わるような問題でもございます。固定資産税というのはそのような安定的財源であるという見方をされておりましたので、これまで改革の対象になってきておりませんが、やはり全ての地方において、これからも基幹的な税源となっていくものでありますから、そういう意味ではこの償却資産の見直しというものもやはり地域主権の中で議論を進めていくためにはこの立地地域の実情というものをしっかりと認識していただく必要がある。そういう意味では、この特殊性ゆえに、この地域主権の推進、別の側面から力になるのではないかなと考えております。

(近藤委員長) 三村知事、どうぞ。

(三村知事) すみません、言い忘れたことがあります。広報の関係では、私どもは小学校の4年生にエネルギーというのはどういうものか、それはどう使われているか、そういう非常に地道な勉強テキストを配布というか、授業で使ってもらおうということもやっております。小さいときからやはり考えるべきだと思います。それは様々なもったいない精神、色々なこと

につながってまいりますので。それは仕分けで仕分けられたようでございますけれども、残念です。そういうことをやっています。

(秋庭委員) やはり立地地域の子どもたちが自分たちの県に原子力施設があるということを誇りに思っていて欲しいと思っておりますので、エネルギー教育、特に原子力についての教育は立地地域でもぜひ進めていただきたいといつも思っております。ぜひよろしくをお願いします。

(近藤委員長) ただ、教育問題、特に初等・中等教育におけるエネルギー教育は、本来そういう大きな切り口で設計されるべきところが、やや原子力界が急いで、とにかくこれだけはやってくれよということを書いて副教材を用意したこともあって、あまり従来の経緯をご存じない方からすれば、原子力のことが突出しているのはなぜという違和感があったかもしれないということについては、今後、そうしたご指摘を踏まえて、包括的な取組をしなければならぬというふうには思っていることを、私は反省としてこの際申し上げたいと思います。

では、尾本委員。

(尾本委員) 質問に入る前に感想までなんですが、この大綱の見直しの検討会をしている中で、前回実はマスメディアの方と意見交換の場がありまして、サイクルについて色々な意見がございました。そのときに私が感じたのは、非常に長期的なエネルギーセキュリティ確保という点で1982年以降、長計の中でサイクル政策というのが堅持されてきて、大きなものをごく簡単に容易な選択のようにするということは私としては非常に違和感を持っていたわけですが、先ほどからの知事のご意見を聞いて、非常に同じような感じを思った次第でございます。

それで質問ですが、交付金に関して、井上さんの資料の5ページの交付金の一般財源化ということに関して質問したいと思います。私が理解するところ、交付金というのはある特定の目的を持って交付されるというのが基本的な考えであると思うんです。この電源三法交付金の場合には電源立地を計画的に推進するんだと、こういうことが目的であったところ、一般財源化というのはその目的が薄まると言いますか、その目的に特定しなくてもどんどん使えるようになります。ということになると、もともと納税している側の、納税意図というのは変だけれども、納税するのはこういう前提で納税しているんですよというのが何か変わってきてしまう、ということについて若干の違和感を覚えます。

そこは、制度的に、あるいは国民の納得する点においても、あるいは納税者が納得する点においても問題無いのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、三村知事にはその関係で、電源三法交付金制度による交付金の一般財源化につ

いて、どのようにお考えなのかという点を聞きたいと思います。

(井上講師) 説明不足の点がありましたので、少し補足させていただきますと、私はどうしても立地地域において地方財政をやっているものですから、自分の立場で一般財源ということで申し上げてしまったところでもあります。これは、交付を受けた地方自治体、県や市町村が用途を自由に使えるという意味での一般財源化でございます、委員の先生がおっしゃる一般財源化というのは、電源開発促進税というものを立地地域以外にも交付するというところに問題があるのかどうかという趣旨だろうと思いますので、そういう意味で申し上げているものではありません。もちろん、そういう使い方というのは国の立場での一般財源化ということでございますので、そのようなご認識になるのもごもっともでございます。私の説明、一般財源化というものの使い方にも問題があるのかなと思っております。

ですから、私の申し上げる意味での一般財源化というのは、立地地域がその交付を受けた後、今まで交付を受けているわけでございます。その交付を受けるまでの仕組みはそのままということを前提として、それを今まで以上に、例えば今認められておりません地方債の償還でありますとか、庁舎の職員の人件費等々を自由に使えるというふうな形が好ましいのではないかなというふうに思っております。これは事業仕分けの中でも、1回目昨年行われた事業仕分け、それから今回の事業仕分けの中でもそういう議論が出てきております。これは私も別に事業仕分け好きだというわけではありませんけれども、それは尊重していただければなと思っております。

(尾本委員) 今のお話を聞くと、自分が誤解しているわけではないと思うんですが、要するに問題は、1つの特定の目的を持って、つまりこの場合には電源立地の促進ということですね、そういうのをより一般的に使える。今おっしゃったように、借金を返すとかというのはもとの納税の目的からずれた方向にそもそも行き得ることなわけですね。それが納税者の納得という点も含めて、その仕組みとして問題の無いものかどうかというのは私が聞きたいところなんです。

(井上講師) 現実論から申しますと、既に今の交付金というのは割と経常的な施設の職員にも充てられております。これはもう制度上認められております。これは今までその交付拡大されるまでは、もちろん一般財源、税でみてきたものでございますので、実質的にそれを交付金に充てることによって、浮いた税をほかの人に充てているというふうなことでございまして、その交付金も機能的には一般財源に近い状況になってきているわけですね。ですから、今の状況が良いのかどうかという議論はもちろんありますけれども、現状からすると、そう

いうふうな形になっても別に大きな問題にはならないのではないかと考えているところです。
(近藤委員長) 三村知事、どうぞ。

(三村知事) いわゆるこっちの財源としてこっちの区別区分をされるというのは当たり前でしょう、目的が別なんだから。これが最初から変にごちゃごちゃということは、これはあつてはならないでしょう。だって、目的が違う、ということです。シンプルにですね。

(近藤委員長) お二方、意見が違うようですね。

(井上講師) 一括交付金の議論を見ていると、割とゼロ回答をする省庁を見ていると、こういうふうな事業というのは国の責任でやるもんだと。ですから、地方に任せるわけにはいかないというふうな意見、立場になっているような気がするんですね。ただ、地域主権というのはやはり地域のことは地域で決めるというのが地域主権の趣旨なので、それが国の責任だということになってしまうと何も議論が進まないわけですね。

この電源立地対策交付金というのは広い意味での地域の発展ということであるならば、それは国が責任を持つものかどうか、国の直轄地ならそれはそれで良いかもしれませんが、やはり地方政府があるという前提のもとでございますので、やはり一般財源という形でやると。国はそれを信頼といいますか、国民にもそれを信頼してもらって、一般財源化するというのが方向性としてはあるべき姿ではないかというふうに思っております。

(近藤委員長) 水かけ論になってしまうのかもしれませんが、福井でも申し上げましたけれども、一般財源という固有の意味合いを持っている用語を使って電源立地交付金の使途について議論するのは、やや誤解を招き、うっかりするとおっしゃりたいことが実現する方向にならないのではないかと心配しますね。

やはり電源立地交付金とは何ぞやという根本のところを踏まえるべきです。地方分権、地方主権を徹底したら、この交付金のように、全国からお金を集めて特定地域に配るという制度は本来存在しないのかもしれないわけですね。この制度は、電源というものの持つ国益の観点から、その確保のために存在しているわけですね。そこのところを外してしまわない、知事がおっしゃるように、これはこれと分けて議論するべきだと思います。

その上で、そもそも立地地域対策交付金というものの生まれるところが、70年代に入ってから、高度成長でエネルギー需給環境が厳しくなったときに、いかにして電源立地を推進するべきかという観点からつくられた制度であるところ、それが20年、30年を経て、これからのことを考えると、電源立地だけでなく、電源の維持も含む電源確保という目的で整理し他方が良いのではという議論があるわけですね、制度論として。そこのところは、私は、

やはり環境が変わった中でこの制度はいかにあるべきか、そういう昔のことを知らない人が増えてくる中で、国民全体が納得できる制度にしていくということがとても必要だという観点で、電源立地交付金制度のあり方について、今一度議論がなされてしかるべきというふうに思っています。名は体をあらわすことが結構大事。名前を変えないで中身が変わっているという状況になっていることについて、若干批判を受けていることは確かなわけですから。そのところ、先程議論があったように、政策決定、プロセスの問題として、時代に応じて中身を変えてきているのだから、それで良いとするか、中身を変えるときには本来名前も変えるべきなので、ゼロクリアして一番良いものを産み出すかという議論からある。ここまで来ているのだからもう良いのではという意見が多数意見と思いますが、それでもそれで合理性があるということについて、タックスペーヤーの納得のいく説明が求められる、事業仕分けの席でもそういう説明が求められるに違いないから、きちんと議論されると私は思っております。

そういう思いで色々議論をお願いするのですが、関係者がそれほど困らない格好にずっとうまくしてきたもんですから、あまり原理原則論のところの議論には乗ってくださらないですね。私は将来のためにどこかできちんとしておいた方が良いという思いを持っていますので、これは引き続き考えていきたいと思っています。

さて、他に。

私からは、知事がおっしゃられたところで気になるところを一つ二つ。一つは、方針をきめるだけでは努力が足りない、国がもう一步前へ出ろという、厳しいご指摘なんですが、これに関しては、知事が、あの核燃料サイクル協議会の席で、世界中の英知を集めてあなた方頑張りなさいとおっしゃった、これは全く正しいと思うし、私もそのように申し上げ、その後も委員会で経過を聴いて、しっかりやれと言ってきているんですね。我々の社会は市場経済社会、つまり、競争に勝ち抜いていこうとする民の活力こそ困難を切り開いていくのに最も効果的、効率的な手段であるということを踏まえて、このようにして、政府として手伝えることはするにしても民間事業者に期待をするべきと思うわけです。それに対して、どうもスケジュールどおりにいかないから、社長さん、あなた首になりなさいと、これを使いなさいと言おうにも、国が当事者よりすばらしい技術を持っているはずもないのです。ですから、おっしゃるとおり、もどかしいこと、地域の皆様に申し訳ないと思うこと多々ありで、知事のお気持ちは私も共有するところがあるんですけれども、しかし、私どもとしてはそういう意味の、政策でもないんでしょうけれども、運用ですね、政策の推進についてそういう取組

みをしていくのが合理的なのかなと。確かに見えないとおっしゃられると、見えないようにすることがむしろ大事かなと思って静かに目配り気配りしているところなんです、今日は、この辺は現場にいるとそんなことでは無責任に見える、黙って言ってられないということをおっしゃられたと思い、これについては改めて重要なテーマとして考えるべきと思ったところです。

それからもう1つは、繰り返しになりますけれども、秋庭委員、大庭委員がおっしゃった政策の見直しのプロセスについては、私どもとしては、丁寧な議論をしなければならないと。過去になされた政策選択を前提に緻密に組みわされた取組の一つ一つに現場で毎日汗を流して取組んでいる人がいるということを片時も忘れず、また、しかし、それに対して別の考えを持っている人もいる、そして、その方の意見がより利益が大きいのかかもしれないということについても、それを取り入れてその積み木細工を組み替えることに伴う費用を考慮に入れることを忘れずに、十分な議論を重ねていくということが大事なのかなというふうに思いました。

最後に、これはこういう考え方をする国もあるんだなということでご紹介申し上げます。オランダは放射性廃棄物の問題どうするかということをしばらく議論して、結論として、博物館兼展示館兼放射性廃棄物貯蔵場として大きな建物をつくり、建物の壁に $E = mc^2$ と書いて、その一部に廃棄物を入れて、廃棄物の議論は100年間しないという決定をしているんですね。これはぜひ行ってご覧になったら良いと思うんですけども、100年たつと結構放射能が減ってきて展示スペースが増えるんだそうです。そうして、いわば先送りで扱いを将来世代に預けるということで国民が納得している、そういう国もある。私たちの国でこういう議論というか選択ができるか、こうすると証文をいれないと納得できないということになるかなと思ったりする、我々日本はやはり2000年の歴史がある国だから、なかなか100年後のことはいま決めない、100年後の人々にまかそうよという選択できるか。

また、私どもは100年後のことをどう決めるべきなのか、おっしゃる揺るがない部分と見直す部分の区別の中で、50年とか100年後についてのコミットメントというのはどういうものであるべきなのかと。現在と全く同じ、つまり、経済学で言う、現在価値換算はしない、割引率ゼロの世界であるべきでないといやだということなのか、いや、先にはいろいろ新発見が生まれるから、約束をびた一文変えることなかるべしというのはお互いに損だよということになるのか、それについては、少し議論を深めていきたいなというふうに思っています。

以上、感想ですが。何かお教えいただくことがありましたら。

(三村知事) 感想にお話しするのも何ですけれども、やはり技術の国日本として飯食ってきた日本ですよね。それが外国に液晶でも半導体でも何でもパカパカやられているわけです。液晶でも半導体でも何でもパカパカやられているわけです。もちろん民が当然切磋琢磨して良いものをつくって戦っていくということも大事なんですけれども、やはり国家戦略として、これは原子力だけではなくて一般論の話ですよ、一般論で言えば、やはりこの分野で行くと言ったら、一緒に困難を克服していろいろなことやっていかなければいけないのではないかと私は思うんです。だって、そうしなかったら、今の日本、例えば先生のところの学生たち、こんな日本にいて技術開発して腹くくっていこうと思ったけれども、トロンみたいに、トロントのヒルズにポンとやられるような状況では、命がけでいいものをつくって未来に進んでいこうということにならないですよ。やはり、国家が支えるべき技術というのはあると思いますし、またそれをビジネスというのは民間のそれぞれ切磋琢磨ですけれども、国主導というものがあるべき部分というのは非常にあるのではないかと思います。一般論としてですが、原子力もそうですよ。

(近藤委員長) ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、大変お忙しいところ、貴重なご意見を賜りまして、また私どもの質疑におつき合いいただきまして、まことにありがとうございます。

もうそろそろヒアリングも終盤でございまして、近々我々の立場、考え方をまとめたいと思っております。とりあえず今日はこの辺にしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(2) その他

(近藤委員長) 事務局、何か他にありますか。

(中村参事官) 次回の予定も含めて、ご連絡します。

1点目は、お手元に「お知らせ」というものをお配りしてございます。クリアランス金属でできましたベンチを内閣府でも庁舎に設置することになりましたので、そのお知らせでございまして。

それからもう1点、次回のご案内でございまして。次回の第59回原子力委員会定例会議に

つきましては、来週火曜日、10時半からで、通常どおり10階の1015会議室で開催いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最後に、原子力委員会では、原則毎月第1火曜日の定例会議終了後にプレス関係者の方々の定例の懇談会を開催してごひます。本日が11月の第1火曜日に当たりますので、定例会議終了後に、原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えてごひます。プレス関係者の方におかれましてはご参加いただければ幸いです。

事務局からは以上でごひます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、これで終わります。

どうもありがとうございます。

—了—